

## 委 託 業 務 処 理 要 領

除排雪業務の処理については契約書によるほか、この要領によるものとする。

- 1 除排雪については、特に北海道オホーツク総合振興局の指定する職員から指示のある場合を除き、別添図面の箇所を車両の通行及び駐車又は歩行に支障のない状態にすること。ただし、積雪が15 cm未満のときを除く。  
また、排雪に当たっては、市町村の指定する場所に捨てること。
- 2 除排雪を行うときは、北海道オホーツク総合振興局の指定する職員の指示によるものとする。
- 3 勤務中の事故防止については十分注意し、支障物件等については北海道オホーツク総合振興局の指定する職員の指示を受けるものとする。
- 4 除排雪業務を行ったときは、作業日報とタコグラフ記録等を合わせて提出し、北海道オホーツク総合振興局の指定する職員の確認を受けること。
- 5 その他、契約書及びこの要領に定めのない事項については、北海道オホーツク総合振興局の指定する職員の指示を受けること。
- 6 北海道オホーツク総合振興局の指定する職員は次のとおり。

所 属	職	氏 名
網走家畜保健衛生所 B S E 検査室		